

ACSV MONTHLY LETTER

● 源泉所得税の納付期限と納期の特例について

源泉所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月 10 日までに納めなければなりません。ただし、給与の支給人員が常時 10 人未満の場合は、半年分まとめて納めることができる特例（納期の特例）があります。納期の特例の対象となるのは、給与や退職金と、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬に限られています。

この特例を受けていると、その年の 1 月から 6 月までの源泉所得税は 7 月 10 日、7 月から 12 月までの源泉所得税は翌年 1 月 20 日が、それぞれ納付期限になります。

● 源泉所得税の加算税について

源泉所得税を納期限までに納めなかった場合は、原則として加算税・延滞税がかかります。不納付加算税は納付が 1 日遅れてもかかる場合があるので、注意が必要です。

不納付加算税 ※1	原則	税額の 10%
	納税告知を予知しない自主納付	税額の 5%
重加算税	仮装・隠ぺいの場合、不納付加算税に代えて	税額の 35%
延滞税 ※2	納期限から 2 か月まで	税額の 2.6%/年
	納期限から 2 か月以後	税額の 8.9%/年

※1 納期限の 1 か月以内に納付し、かつ過去 1 年以内に納付遅れがなければ免除されます。また 5,000 円未満も免除されます。

※2 重加算対象でなければ最長 1 年となります。1,000 円未満は免除されます。

● その他の源泉所得税について

退職金	(退職金－退職所得控除額) × 1/2 に、所得税・住民税が源泉徴収されます
株式売却益	特定口座の上場株式等で源泉ありを選択した場合、原則として所得税 15.315%・住民税 5%が源泉徴収されます
配当	上場株式等は、原則として所得税 15.315%・住民税 5%、その他の株式等は、所得税 20.42%が源泉徴収されます
利子	預金や公社債の利子は、原則として所得税 15.315%・住民税 5%が源泉徴収されます

■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月	—	
10月	個人住民税納付（第3期）	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。